

初等中等教育分科会教員養成部会運営規則の一部を改正する規則（案）

平成三十年 月 日
教員養成部会決定

文部科学省組織令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百八十七号）の施行に伴い、初等中等教育分科会教員養成部会運営規則（平成二十九年三月二十八日教員養成部会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(会議の傍聴)</p> <p>第六条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課(この条において「事務局」という。)の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>
改正前	<p>(会議の傍聴)</p> <p>第六条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局教職員課(この条において「事務局」という。)の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 5 (略)</p>

附 則

この規則は、決定の日から施行する。